

平成28年11月24日

投信協 28 第 108 号  
平成 28 年 5 月 26 日厚生労働省年金局  
企業年金国民年金基金課 御中

一般社団法人 投資信託協会

### 確定拠出年金法等の改正に関する要望

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」につきましては、平成28年5月24日に可決・成立されましたが、これは2001年の法律制定以来の大きな改正であり、特に今後を見据えた個人の自助努力による資産形成を促進し、また、それを支える器として諸外国で広く利用されている投資信託への理解を深める重要な契機であると考えております。今後は、「指定運用方法の選定基準」及び「運用商品の提供数の上限設定」などの具体的な内容について、社会保障審議会企業年金部会等において検討が行われるものと拝察いたします。

この度の改正に伴う個人型 DC の加入対象者の拡大により、個人の確定拠出年金制度に対する関心が増し、長期分散投資が可能な投資信託の役割もますます高まるものと理解しております。

確定拠出年金制度の更なる普及・拡充を図るべく、今後の検討に際しては、DC 制度が有効に機能している諸外国の成功要因を参考とすることも適当と考えられます。このような見地から、加入者のためにより利用し易い環境を整備し、そこへの商品を提供することは、資産運用会社にとっての社会的使命とも自負し、以下の内容を要望させていただきますので、格段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

#### 1. 指定運用方法について

##### (1) 指定運用方法の基準

指定運用方法の基準に関する基本的な考え方は、夫々の加入者の時間軸に応じた長期的な資産分散が期待できる商品であるか否かということであると考えます。加入者が自分の老後に向けた資産形成に適した投資判断を行うことを考慮すると、元本確保型商品は適切ではなく、投資期間や資産分散を含むリスク管理などの運用手法を活かした商品でかつ加入者にとって分かり易い商品とすることが適当と考えられます。

その際、具体的なリスク管理の手法として、リスク目標等を明示し投資家がリスクの種類や量を把握しやすい商品、投資期間等に応じてリスク量を調整する機能を有している商品等が挙げられます。

## (2) 指定運用方法の基準設定の手続き

指定運用方法の基準の策定に当たっては、専門的知見を有する者による透明性の高い議論を経て決定されることが、指定運用方法の信頼性や認知度を高める観点から望ましいと考えます。具体的には、社会保障審議会企業年金部会の下に「指定運用方法の基準設定等に関する専門委員会」（仮称）を設置することが考えられます。

委員会のメンバーには、有識者や、他社のモデルとなる DC 制度を運営する企業担当役員等に加え、オブザーバーとして関係官庁、業界団体・業界代表者を加えることが適当であると考えます。

## (3) 加入者の商品選択の特例

一般に、欧米の DC 制度の例を見ると、加入者の商品選択の結果については加入者の自己責任となりますが、加入者が能動的に商品選択を行わない場合に備えて指定運用方法を設定することについても、一定の条件の下で、その事業主の責任が問われない制度が確立しております。我が国においても、これらの例を参考に、一定の条件を満たす事業主については、指定運用方法を設定したことに關する事業主の責任が問われないことの明確化が重要な点であると考えます。

なお、事業主が指定運用方法を設定したことに伴う責任を免じられる条件としては、以下の様なものが考えられます。

- ・ 事業主が加入者に対して、リスクの所在等の理解促進を含めた事前の投資教育を適切に実施すること
- ・ 事業主は、指定運用方法の選定や運用指図の特例により求められる通知等の手続きを適正に実施すること

## (4) 個人型 DC における指定運用方法について

個人型 DC の普及には、加入時に、指定運用方法におけるリスク説明を徹底させることを前提に、指定運用方法の制度が措置されることも必要と考えます。このためには指定運用方法について、個人型 DC にも適用されることが明確化されるようお願いいたします。

個人型 DC の普及促進の観点から、個人型 DC における指定運用方法の役割が大きいと考える理由は、以下のとおりです。

- ① 個人型 DC は、加入の判断や運営管理機関の選択を専ら個人が行う点が、企業年金制度である企業型 DC と異なります。商品選択に困難を感じることを理由に、個人が加入を取りやめるような事態は、回避する必要があると考えます。

- ② この点、個人型 DC においても指定運用方法を設定し、仮に商品選択に困難を覚える加入者であっても長期分散投資の実践を支援する制度が存在することを周知すれば、個人の加入の判断を後押しする効果が期待できます。

## 2. 運用商品選定・提示の改正について

### (1) 運用商品の上限数規定の考え方

運用商品の上限数規定において最も重視されるべきは、加入者の利益であると考えます。そのため、多数の選択肢を望む加入者が不利益を被ることはないように配慮した上限数を設定することが考えられます。一方で加入者の利益になる商品の入れ替えを阻害しないためにも、新規の投資は停止するが既存の利用者の購入は継続可能とする商品（新規加入停止型）を特定し、これらの商品は上限数の規制上、実質的に除外されたものとして扱うことの検討をお願いいたします。

### (2) 商品の数え方

運用商品の数え方については、加入者の捉え方、加入者にとっての分かり易さが最も優先されるべき事項であることを踏まえ、バランス型、ターゲット・デット型、ターゲット・リスク型等のパッケージ型の運用商品は一つの運用方法として数えることが適当と考えます。

### (3) 個人型 DC の運用商品選定・提示の改正について

- ① 企業年金制度である企業型 DC と異なり、個人型 DC は、多様な個人を対象に商品・サービスを提供するという特性を有するため、運用商品の上限数規定の検討に当たっては、企業型 DC と個人型 DC とは分けて検討されるようお願いいたします。
- ② 加入者の投資に対する考え方が多岐に亘りうることを踏まえると、個人型 DC の運用商品数は、多様なニーズに応えるに十分な提供数を設定すべきであり、個人型 DC において商品除外は企業型 DC 以上に困難であることを踏まえ、上限数規定の対象外とするか、あるいは対象とする場合には、企業型 DC よりも充分大きな枠を設定すべきと考えます。

以 上